

次期「広島県消費者基本計画」の策定について

1 要旨・目的

「広島県消費者基本計画（第3次）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）（以下「第3次計画」という。）の計画期間が、今年度で終了することから、消費者行政を総合的かつ計画的に推進するため、次期計画を策定する。

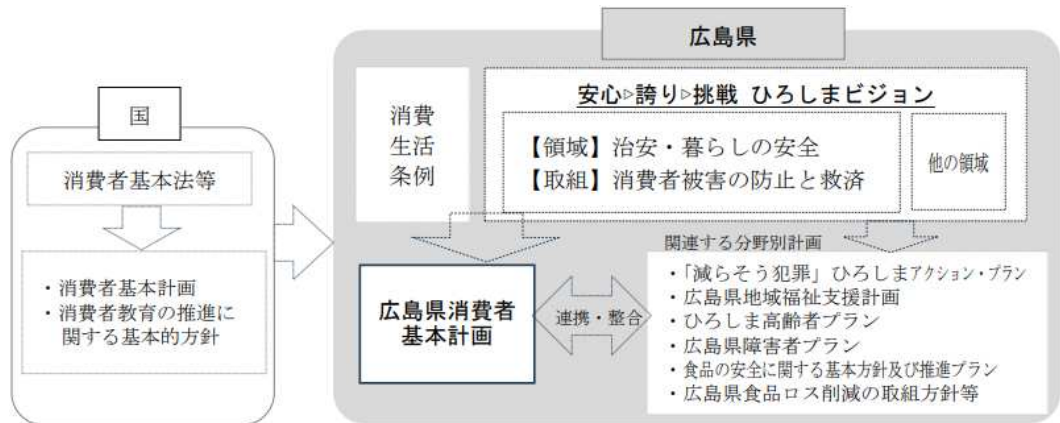
2 現状・背景

- 県では、平成22年度に「広島県消費者基本計画」を策定して以降、社会情勢の変化等を踏まえながら、5年毎に計画を改定し、施策を推進してきた。
- 現在、第3次計画に基づき、関係機関・団体等と連携を図りながら、消費者被害のない広島県の実現に向けて様々な施策を総合的に推進している。

3 概要

(1) 計画の位置づけ

- 消費者基本法第4条、消費者安全法第4条第1項、消費者教育の推進に関する法律第10条第1項、広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例第3条に基づく県計画
- 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」（計画期間：令和3年度～令和12年度）における「消費者被害の防止と救済」に係る分野別計画



(2) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

(3) 基本理念、目指す姿

基本理念や目指す姿について、第3次計画の基本理念（県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心に暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現）をベースとしつつ、これまでの取組の振り返りや社会情勢の変化などを踏まえ検討する。

(4) 策定作業の進め方

- 第3次計画の振り返りで見えた課題、社会情勢の変化、消費生活相談の状況等を踏まえるとともに、国においても、今年度、次期計画となる「第5期消費者基本計画」の策定作業が進められていることから、国の方向性も勘案し、検討する。

〔国の第5期消費者基本計画の骨子「達成すべき消費者政策の基本的方針」〕(令和6年3月)

- ・消費者が信頼できる公正な環境の確保
- ・見抜ける消費者の増加・消費者力の成長
- ・持続可能で包摂的な社会の実現

- 県民アンケートや関係団体へのヒアリング等により、消費生活に関する現状や県民意見を把握するとともに、広島県消費生活審議会（委員20名。学識経験者、消費者代表、事業者代表、市町代表で構成）への諮問を行う。

(5) 令和6年度当初予算

911千円（単県）

(6) 想定スケジュール

	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定作業	検証・骨子案整理			素案整理			計画案整理		最終整理	策定
	県民アンケート		関係団体ヒアリング等			パブリックコメント				
生活福祉保健委員会	策定について			骨子案		素案			計画案	
消費生活審議会		諮問		骨子案		素案			答申	